



都税に係る軽減措置の継続について

以下の5つの軽減措置について、次のとおり継続することとしましたので、お知らせします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置
- 4 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 5 次世代自動車に係る自動車税・自動車取得税の課税免除措置

- ・ 1から3については、平成28年度においても継続します。
- ・ 4については、適用期限（現行 平成27年12月31日までの新築分又は耐震改修分）を平成30年3月31日まで（※1）2年3か月延長します。
- ・ 5については、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）及びプラグインハイブリッド自動車に対する適用期限（現行 平成28年3月31日）（※2）を平成33年3月31日まで5年延長します。

※1 国において延長される見込みである地方税法上の措置（耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額）と同様の適用期限としています。

※2 燃料電池自動車に対する適用期限は、平成33年3月31日までとなっています。

なお、5つの軽減措置の概要は、別紙のとおりです。

- 上記1、3及び5については、平成28年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

（問合せ先）

主税局税制部税制課 03-5388-2949

(別紙)

都税に係る軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽減の割合等
1 小規模住宅用地 (面積 200 m ² までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
2 小規模非住宅用地 (面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
3 商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 負担水準の不均衡を是正 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65%に 都市計画税 } 相当する税額まで 軽減
4 耐震化のための建替え 又は改修を行った住宅 (昭和57年1月1日以前から所在する家屋を建て替えた場合又は耐震改修した場合)	○創設 平成20年度 ○目的 ・ 住宅の耐震化促進を支援 ・ 災害に強い東京を実現	<建替え> 固定資産税 } 都市計画税 } 10割 (3年度分) <耐震改修> 固定資産税 } 1戸あたり120m ² の 都市計画税 } 床面積相当分まで、 10割 (1年度分)
5 電気自動車 (燃料電池自動車を含む。) 及びプラグインハイブリッド自動車	○創設 平成21年度 ○目的 ・ 環境負荷の小さい次世代自動車の取得を支援	自動車税 新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分を全額免除 自動車取得税 全額免除

※ 1 から 4 の対象は 2 3 区内の土地及び家屋です。